

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	課税資料管理システムの導入
----	---------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課： 総務部税務課）
担当係 課税調整係 担当者 明庭 内線（2644）

事業の概要

事業名	課税資料管理システムの導入
担当課	総務部税務課
目的	課税資料の電子化により区民サービスと事務効率の向上を図る。
対象者	特別区民税・都民税課税対象者及び特別徴収義務者
事業内容	<p>従来、紙ベースで簿冊管理してきた課税資料を高速スキャナを用いて画像データとして取り込み、ホストコンピュータで運用されている税務情報オンラインシステムと連携させることで、以下の効果を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民サービスの向上 <p style="margin-left: 2em;">課税の根拠となった課税資料（申告書等）を端末画面で瞬時に検索でき、住民からの問合せ等に対して迅速に対応することができるようになる。</p> ・事務作業の省力化 <p style="margin-left: 2em;">給与支払報告書、確定申告書、区民税申告書等の課税賦課資料を画像データとして管理することで、原票管理に必要な仕分け、ナンバリング、簿冊綴じ、補記作業等に要する負担と作業時間を大幅に削減できる。</p> ・個人情報保護管理体制の強化 <p style="margin-left: 2em;">課税資料の閲覧は、端末画面から画像データを検索することにより行うこととなるため、画像データ取り込み後の原資料は別途厳重に保管するものとする。よって、原資料の紛失、破損等を防ぐことができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">また、端末画面での閲覧履歴の記録管理が可能となるため、個人情報漏洩等の防止と保護管理の強化を図ることができる。</p> ・情報の共有化 <p style="margin-left: 2em;">資料更正内容や電話照会履歴等の処理経過を記録することにより、職員間で情報共有を図ることができ、担当者不在による不明案件等を削減することができる。</p>

件名 課税資料管理システムの導入について

保有課 (担当課)	総務部税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 特別区民税・都民税課税対象者および、特別徴収義務者</p> <p>2 記録項目 別紙のとおり</p> <p>3 記録するコンピュータ 総務部税務課に設置されるサーバにおいて一元管理する。</p>
新規開発・追加・変更の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・検索性向上による作業時間短縮と問合せへの迅速な対応 ・課税賦課資料の増による、負担の軽減 ・資料管理体制の強化
新規開発・追加・変更の内容	<p>ホストコンピュータで運用されている税務情報オンラインシステムとの連携を前提とし、既存パッケージとして提供されている「課税資料管理システム」を導入する。システムは課税賦課資料を高速スキャナでイメージデータとして取り込みイメージサーバでデータベースとして一元管理するもので、検索端末に</p> <p>Web方式で画面提供を行う。検索用端末は既存の税務システム端末を共用することとし、ホストオンライン画面と課税資料表示画面を切り替えて使う。システム構成は別紙「課税資料管理システム機器構成図」のとおり</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	<ul style="list-style-type: none"> ・開発過程において委託業者には、区民情報に直接ふれさせないこととし、テストなどを行う場合には、必ずダミーデータを使う。 ・システム導入時のセットアップ等作業時には必ず職員が立ち会い作業内容の確認を行う。
新規開発・追加・変更の時期	平成19年11月導入、平成20年1月稼働予定

個人情報項目 課税資料管理システム

ホスト連携データ

[住民基本情報]

住民番号、カナ姓、カナ名、生年月日、漢字姓、漢字名、住所

[世帯情報]

住民番号、世帯番号

[インデックス]

資料番号、年度、住民番号、法人（特別徴収義務者）番号、

[法人情報]

法人（特別徴収義務者）番号

[他市回送資料出力用情報]

年度、資料番号、郵便番号、送付先住所、送付先自治体名、該当者住所、該当者氏名、生年月日、転出入年月日、転出入区分、転出先住所、

イメージデータ

高速スキャナにより画像データとして取り込む。イメージデータとして管理するのみで、各項目の内容をデータとしてコンピュータ処理するものではない。職員が従前の紙ベースの課税資料の代わりとして、ホストコンピュータの課税データと連携して運用する。

[対象帳票]

給与支払報告書（総括表）

給与支払報告書（個人別明細書）

公的年金支払報告書（個人別明細書）

公的年金等支払報告一覧表

公的年金等支払報告書年別内訳一覧表

特別区民税・都民税申告書

確定申告書

添付資料（源泉徴収票、控除証明書、内訳書、計算書等）

付加情報

従来、課税資料にメモ書きされていた資料更正内容や電話照会の履歴などを処理経過として記録する。

課税資料管理システム機器構成図

スキャンした課税資料の画像データはイメージサーバ上で一元管理され、WEB方式で端末に表示画面を提供する。

